

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 議案第 2号 上天草市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 7 議題第 3号 上天草市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 8 議題第 4号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議題第 5号 上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第10 議題第 6号 上天草市姫戸小島公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 上天草市姫戸白嶽森林公園条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第12 議案第 8号 上天草市姫戸諏訪公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 上天草市道構造基準条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 上天草市道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 上天草市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の
制定について
- 日程第16 議案第12号 上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を
講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 上天草市松島保健センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 上天草市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 市道路線の認定について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（21名）

議長 堀江 隆臣

1 番 平田 晶子	2 番 何川 雅彦	3 番 田中 辰夫
4 番 須崎 光枝	5 番 宮下 昌子	6 番 西本 輝幸
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 田中 豊八
1 0 番 島田 光久	1 1 番 川口 望	1 3 番 北垣 潮
1 4 番 園田 一博	1 5 番 窪田 進市	1 6 番 津留 和子
1 7 番 桑原 千知	1 8 番 渡辺 勝也	1 9 番 田中 勝毅
2 0 番 猪塚 安親	2 1 番 新宅 靖司	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 2 番 田中 万里

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	鬼塚 宗徳	総 務 企 画 部 長	杉田 省吾
市 民 生 活 部 長	大谷 達巳	建 設 部 長	楠本 金生
経 済 振 興 部 長	坂中 孝臣	教 育 部 長	松本 和任
健 康 福 祉 部 長	静谷 正幸	上天草総合病院事務部長	松本 精史
総 務 課 長	舛本 伸弘	市長公室長兼企画政策課長	岡崎 浩幸
会 計 管 理 者	小多 貞利	水 道 局 長	緒方 雅文
財 政 課 長	川端 義孝		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	大西 訓	局 長 補 佐	山下 正
参 事	小松野洋己		

開会 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回上天草市議会定例会を開会いたします。

12番田中万里君から、インフルエンザによる欠席届出がっております。

ただちに会議に入ります。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に19番、田中勝毅君、20番、猪塚安親君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程等について審議がされておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

平成25年第2回上天草市議会定例会に当たり、1月21日と2月13日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日2月20日が開会、提案理由説明、2月26日が議案質疑及び委員会付託、27日から3月4日までの3日間一般質問を行います。質問者が12名でしたので、会議時間を延長して行うことといたしました。

常任委員会は3月5日から3日間開催することとし、13日を最終日とし、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

また、今期定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月13日までの22日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの22日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、諸般の報告。

議事に入ります前に、諸般の報告を申し上げます。

平成24年10月分から12月分の例月出納検査結果報告書が監査委員より提出され、議会事務局に保管してありますので、必要な方は御閲覧をお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

日程第4 行政報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 今定例会における行政報告を申し上げます。平成25年第2回定例市議会の開催に当たり、本年12月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を報告いたします。

初めに、総務企画部門について報告いたします。

市民サービスの維持向上、行政改革の一環として実施する窓口業務の民間委託につきましては、昨年12月に契約予定者を決定し、4月1日からの民間委託に向け、現在、業務研修や最終調整を行っているところです。

市ホームページにつきましては、情報発信機能を充実させ、より快適に利用できるようリニューアルを行い、1月15日から運用を開始したところです。

また、このリニューアルにあわせ、上天草市、宇土市相互のホームページを通じ、観光・文化交流等に関する情報発信を連携して推進するため、上天草市・宇土市ホームページ相互利用に関する連携協定を締結いたしました。

新松島庁舎の建設につきましては、2月末日に庁舎本体建築工事の竣工を目指し、現在工事を進めているところです。4月から、順次、移転に伴う作業を実施しまして、5月7日から新庁舎で市民サービスの提供を開始することとしています。

情報推進室の移設につきましては、平成24年4月より龍ヶ岳地域振興センターから大矢野庁舎3階に移設を開始し、2月末日をもって移設を完了することとしております。

次に、経済振興部門について報告いたします。

12月16日には、松島総合センターアロマにおきまして、松島ふるさと祭りを開催しました。今回は第20回記念であり、品評会への出品数が前年に比べ40品ほど増加し、また、天草黒牛、クルマエビなどの試食を行うなど、多くの方に楽しんでいただくことができました。

6次産業化につきましては、食への関心が高い首都圏において、上天草食材の認知度の向上を図るとともに、食通の反応を直接伺い、上天草食材の新たな可能性を引き出すことを目的に、12月1日、東京西麻布の飲食店におきまして、ローカルレストランライブを開催しました。

次に、冬場の観光客誘致を目的に、菜の花ウオーキングを2月2日に開催し、市内外から約600人の参加者がありました。

九州オルレにつきましては、新しいコースとして申請しておりました松島コースが、1月29日に認定され、昨年の維和島コースに続いての認定であり、一つの自治体に2コース認定されるのは本市が初めてとなります。

2月19日に、韓国のマスコミや旅行社など約40名と市民の皆様や国内関係者の参加をいただき、コースのオープン式を開催いたしました。また、本市では、オルレコースを初めとして、トレッキングコースやウォーキングコースの周知に努めているところですが、新たな顧客の獲得とさらなるイメージアップを図るために、天草観海アルプストレイルランを3月24日に開催します。

次に、建設部門について報告いたします。

下水道業務の適正化を図るため、上天草市下水道運営審議会を2月13日に開催し、下水道施設の長寿命化計画及び維持管理等の経営状況について、委員の皆様から意見や提言をいただきました。

新規加入者の増加を図るため、個別訪問等による加入促進の強化、汚水処理人口普及率が県下で低い水準であることから、合併浄化槽設置の推進もあわせて取り組むなど、今回の意見等を重く受けとめ、課題を早期に克服することで、下水道業務の運営安定化を目指してまいります。

次に、健康福祉部門について報告いたします。

上天草市地域福祉計画及び上天草市障がい者計画につきましては、今年度中の策定に向け、作業を進めております。

また、これまでの健康づくり事業の評価と新たな健康課題などを踏まえ、市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにする第2期上天草市健康づくり推進計画を、平成25年3月の完成を目指し、策定しております。

本市の最重点の健康課題の一つである高血圧を基礎疾患とした脳血管疾患と心臓病・慢性腎臓病等への予防対策としまして、市民一人一人の生活の状態やライフステージに応じた主体的な取り組みを重視して、科学的な支援を行うことにより重症化予防に努めてまいります。

次に、教育部門について報告いたします。

龍ヶ岳小学校では、3学期から新校舎において授業が始まり、子どもたちは、新しい校舎での学校生活を楽しんでおります。

また、今津中学校の屋内運動場の改築工事につきましては、1月17日に安全祈願祭を挙行し、来年11月の完成に向け、工事に着手したところです。

フッ化物洗口による虫歯予防につきましては、教職員や保護者への説明会に精力的に取り組んでおり、平成25年度は、小学校、阿村小、登立小、維和小、上小、中南小、姫戸小、龍ヶ岳小の7校、中学校、維和中、阿村中、龍ヶ岳中の3校が実施見込みとなりました。

教職員の資質の向上と各学校の教育活動の充実につきましては、登立小学校と教良木中学校において自主研究発表会を開き、教育論文には19点の応募があり、これらを通じて、みずからの実践を振り返り、評価を行うことで、来年度へ生かしていくための指導を行っているところであ

ります。

また、児童生徒の問題行動、いじめ不登校対応、教職員の不祥事防止など、幾つか課題を抱えていますが、学校に対して、保護者、地域の皆さんと連携をとりながら、解消に努めるよう指導しております。

次に、第30回熊日郡市対抗女子駅伝が1月27日に開催され、本市は参加19チーム中14位、昨年は18位で躍進賞をいただきました。

また、2月10日には、第39回郡市対抗熊日駅伝が行われ、参加19チーム中15位、昨年17位で昨年を上回る成績を残すことができております。

選手の皆さんには、市の代表として、それぞれの力を十分発揮していただいたと思っております。

来る3月10日に開催いたします第41回天草パールラインマラソン大会は、昨年は4,334人、ことしは4,780人の参加者をお迎え、開催することとなりました。市民の皆さんの温かい歓迎、応援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、松島総合運動公園に整備中のテニスコートにつきまして、3月30日に落成式を予定しております。4月2日から一般への供用を開始しますが、3月30日の午後と31日は市内のテニス愛好者の方々を対象とした無料開放を実施し、落成に花を添えていただくよう準備をしているところです。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 行政報告を終わります。

日程第5 施政方針説明

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、市長の施政方針説明。市長から施政方針説明がありますので、御静聴お願いいたします。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 議長のお許しをいただきましたので、平成25年3月定例市議会の開催に当たりまして、私の施政に対する方針を申し上げます。

初めに、市全般の財政状況について申し上げます。

我が国の経済は、円高、デフレ不況が長引き、国内総生産は3年前の水準とほぼ同程度にとどまっています。直近の地域経済動向では、全ての地域で景況判断が下方修正されており、地域経済は厳しい状況にあります。このことは、地方税や地方交付税の原資となる国税5税の伸び悩みを通じて、巨額の地方財源不足の継続につながります。

こうした状況から脱却するためには、日本経済の再生が必要ですが、地域経済の活性化なくして日本経済の再生は見込みがたいと思います。

政府は、日本経済再生を実現するための取り組みを強力に推進するため、15カ月予算の考え

方で、本年度の大型補正予算と平成25年度予算を合わせて、切れ目のない経済対策を実行することとしております。

平成24年度補正予算については、緊急経済対策の重点である1、復興・防災対策、2、成長による富の創出、3、暮らしの安全、地域活性化を柱として13兆円規模で計上されており、地方自治体に対しましても、公共事業や経済対策のための臨時交付金の創出が盛り込まれております。

この国の補正予算の対応といたしまして、本市の平成25年度当初予算で編成した事業の前倒しを想定しているところですが、国の動向を見ながら、3月定例会で追加提案したいと考えております。

本市の平成25年度の予算編成方針ですが、昨年10月に策定した平成25年度上天草市経営方針において、拡充、重点化することとした施策を推進するため、予算を二つの施策に重点化しております。

まず、第1点目として、産業・就業支援の充実について申し上げます。

企業誘致については、これまでも積極的に推進し、当市の活性化を図ってきたところです。しかし、近年の経済状況は市民の就労に重大な影響を与え、ひいては当市の活力低下につながっています。そこで、これまで地域を支えてきた地場産業の育成を図るとともに、就労・雇用の促進等を通じて、活気あるまちづくり、市民の元気力の向上を推進いたします。

次に、2点目として、観光の振興について申し上げます。

九州新幹線の全線開業、JRあまくさみすみ線の観光列車、A列車で行こうの運行、観光協会の合併、九州オルレに天草・維和島コースに続き天草・松島コースも認定される等、当市の観光に強い追い風が吹いています。この風を確実に捉え、観光の振興を当市の活性化のツールとして積極的に活用することとします。具体的には、さまざまな施策の展開による観光客の受け入れ態勢の確立、新たな地域からの観光客誘致を積極的に取り組みます。

以上、二つを重点的施策として推進します。

平成25年度の一般会計の歳入歳出総額は155億7,600万円、前年度比2.3%、3億5,400万円増となりました。

歳入では、社会経済情勢の動向や過去の実績等を精査、分析すると同時に、正確な財源捕捉のための地方財政に関する国の制度改正の動きの的確な情報収集に注意を払いました。

歳入のうち、市税や分担金、負担金、使用料及び手数料などで構成される自主財源比率は17.0%で、前年度比2.5%、6,565万5,000円の増で、26億4,373万3,000円となっております。

また、地方交付税、国、県支出金、市債などの依存財源比率は81.9%で、前年度比2.2%、2億7,882万7,000円増で、127億5,861万3,000円となりました。

地方交付税は、前年度までは予算ベースで見込んでおりましたが、平成25年度は普通交付税を実績見込みにより1.5%増の81億3,000万円となり、市債、借入金の前年度比16.0%増の15億5,440万円となっております。

次に、繰入金の前年度よりも951万8,000円ふえ、7,365万4,000円で、姫戸地区土地造成基金や

まちづくり事業推進基金などの目的基金から繰り入れております。

歳出では、昨今の厳しい社会情勢は今後も続くものと見込まれますので、第2次リバイバルプランに沿った計画的、効果的に普通建設事業を実施、地方債の計画的な発行に取り組み、予算の質の向上に努めました。

歳出を性質別経費で見ると、人件費、物件費、扶助費、補助費等の消費的経費は前年度比3.4%、3億4,885万8,000円増加し、105億4,877万3,000円で、予算全体の67.7%を占めております。

内訳の主なものは、人件費が前年度比3.5%減、1億1,075万4,000円の減、物件費は前年度比6.7%、9,905万4,000円の増、扶助費は前年度比0.5%、1,442万7,000円の増となり、補助費等は前年度比9.5%、2億4,732万4,000円の増となりました。

投資的経費は前年度比7.9%、9,112万5,000円減し、10億6,834万9,000円で、内訳は補助事業費が6億5,492万5,000円、単独事業費が3億5,963万7,000円、県工事負担金が5,247万5,000円、災害復旧事業費が131万2,000円となっております。

繰出金は、介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金が増加した結果、前年度比0.3%、456万6,000円増加し、13億3,051万5,000円となります。

一般会計を除く特別会計の歳入歳出総額は、国民健康保険特別会計予算事業勘定ほか7会計の合計で、92億408万7,000円、前年度比2.0%、1億8,236万1,000円の増額となっております。

以上のように、一般会計と特別会計の予算総額は247億8,008万7,000円で、前年度比2.2%、5億3,636万1,000円の増額となりました。

なお、水道事業会計予算収益的収支は9億572万9,000円、前年度比0.5%、435万3,000円の減、上天草総合病院事業会計予算収益的収支は36億9,083万9,000円、前年度比1.6%、5,714万2,000円の増となりました。

今後も限られた財源のもとで多様化する行政需要対応のため、職員と一丸となって取り組み、市民の皆様が安全で、安心して暮らせ、成果を実感できるよう行政運営を積極的に展開してまいりる覚悟でございます。

次に、各部門の方針について申し上げます。

まず、総務企画部門でございます。

上天草市定員適正化計画の実現に向けた組織の見直しに着手します。経済振興部では、農林水産課のブランド推進室、企業誘致課及び商工観光課の商工振興係を統合し、産業雇用創出課を新たに設置することで、企業誘致の拡充と地場産業の支援の強化及び6次産業化の推進を図ってまいります。

また、商工観光課を観光部門のみとする観光おもてなし課を新たに設置することで、さらなる観光振興の強化に努めてまいります。

健康福祉部では、健康づくり推進課として新たに室を課へ昇格させることで、市民の健康づくりをより一層推進してまいります。

防災業務につきましては、災害に備える取り組みを進め、さらなる地域防災力の強化に努めてまいります。

市民の安心、安全、災害に強いまちづくりに向けて、大規模災害時に必要な物資、資機材を配備するとともに、多種多様な通信手段の確保策として衛星携帯電話の配備、防災行政無線屋外子局の改修など通信体制を整備してまいります。

また、自主防災組織の結成促進に継続して取り組み、市民との協働により避難経路や避難場所の検討、防災訓練の実施等、地域で行う防災活動の実施、支援に努めます。

本市は、平成16年3月31日に合併して以来、上天草市総合計画に基づき、人と海のふれあうまちをキャッチフレーズに掲げ、民間、地域団体等と協力しながら、積極的なまちづくりに係る各種政策に取り組んできたところであり、本計画が平成25年度末に計画終期を迎えることから、平成24年度から第二次総合計画策定に着手したところであり、

第二次総合計画については、上天草市総合計画に基づく各種政策の進捗状況等の結果を踏まえ、近年の本市を取り巻く環境の変化等に対応する新たな将来展望を具備した計画とするともに、平成24年度に策定した中長期的な視点に立った当市のプランとなる上天草市ランドデザインに基づく上天草市観光マスタープラン、上天草市国際的6次産業化マスタープランと連動した戦略的なまちづくり計画を策定してまいります。

上天草市生活交通ネットワーク計画につきましては、本市の公共交通政策の指針となるもので、上天草市地域公共交通活性化協議会において、2月末をめどに策定を目指しているところです。この生活交通ネットワーク計画は、路線バスの運行効率性の向上、交通空白地域の解消、新たな交通アクセスの導入の三つの柱を掲げております。今年度より、この計画に基づき、市民と行政との協働により、地域公共交通政策を推進し、市民の移動利便性の確保に配慮しつつ、持続可能な交通体系を実現してまいります。

まちづくり事業につきましては、市民ニーズの多様化や地域特性の多様化が進む中、地域のニーズに合致し、地域の実態に即した事業の展開が必要となっています。このためには、住民みずからが地域の課題の解決に向けた取り組み方法を考え、みずからが実行する自助自立型のまちづくりの推進が必要です。そのため、これらの取り組みを継続して実施する地域づくり団体等に対し、スタートアップの際に必要な財政的な支援を行うとともに、国、県等からの補助事業の情報提供、まちづくり事例の紹介等の側面的な支援を行い、住民による活気のあるまち、住みやすいまち、安心安全なまち等の創造を引続き支援してまいります。

次に、経済振興部門でございます。

農林水産業につきましては、農林漁業者がみずから加工、販売を一体的に行う取り組みや第2次産業、第3次産業との連携による第6次産業化の推進に向けて支援をしてまいります。

また、上天草市で産出される特産品のブランド化、新品種や優良生産技術の導入を推進し、首都圏を初めとする国内外に向けてのPRや地産地消による販路拡大を図り、地域産業の活性化を推進してまいります。

企業誘致に係る取り組みについては、上天草の特性である自然環境と食を前面に押し出しながら誘致の促進を図り、あわせて企業の進出に欠かせない事業用地の確保など、条件整備を進めていきます。

地場産業の振興については、特に製造業に力点を置いているところであり、上天草市工業会の活性化を含め、市外企業との事業提携促進のサポートを進めます。

また、前島地区開発については、護岸改修や道路改良等条件整備を進めているところであり、地域の方々に早急に雇用の場を生み出せるよう注力してまいります。

地場産業の振興、企業誘致、事業提携の促進を図り、新たな雇用機会の創出と地域経済の活性化による市民所得の向上に向け、全力で取り組んでまいります。

観光産業の振興につきましては、本市において平成23年に6年ぶりに宿泊客が増加に転じたことや平成24年上半期においても前年比21%の増加となったことを受け、さらなる誘客のために、引き続き福岡地域や中国、関西圏域での積極的なPR活動を実施してまいります。

また、昨年策定した観光マスタープランに基づき、景観や歴史、食材など、豊富な資源を活用した新たな施策の展開を図るとともに、観光産業に対する支援策の充実に努めてまいります。

さらに、九州オルレとして、天草維和島コースに続き、天草松島コースが追加認定されたことから、国内ばかりではなく、韓国を初めとする外国からの誘客促進にも力を入れてまいります。

商工業の振興につきましては、昨年、合併して誕生した上天草市商工会を初めとする関係団体との連携強化に努め、地域経済の活性化に結びつく制度の構築と施策を実施してまいります。

海運業の振興につきましては、船主や海運組合等の関連団体との意見交換や情報収集を図りながら、本市の内航海運業界が抱える船員の高齢化、若手船員の育成等の課題に対する支援策等の制度創設を進めてまいります。

次に、建設部門でございます。

上天草市後期基本計画により、道路、橋梁の整備として、道整備交付金及び社会資本整備総合交付金を活用した改良事業、舗装事業、橋梁補修事業や国道、県道整備の早期実現を目指し、前年度同様、要望活動を継続していくよう計画しております。

水環境関係では、産業の基盤となる公共用水域の水質保全や住民の住環境の向上のために、下水道への加入促進を図るとともに、合併浄化槽の普及促進に取り組んでまいります。

また、松島地区の下水道施設につきましては、供用開始から20年余りが経過し、施設等の老朽化が進んでいる中で、下水道長寿命化計画に基づき、施設等の計画的な更新や改修を行い、事故発生や機能停止を未然に防止し、安定と継続した汚水処理を行ってまいります。

都市計画、住宅関連につきましては、上天草の良好な景観は市民の共通資産であることから、地域の特色を生かした景観形成に向けた上天草市景観計画の策定に取り組んでまいります。

住宅リフォーム等支援事業を継続し助成することで、地域経済の活性化と住環境の向上を図ってまいります。

公営住宅につきましては、全棟のうち約70%が築35年以上経過し、施設も老朽化が進んで

いますので、市営住宅長寿命化計画を本年度策定し、計画的に既存施設の補修や改修により市営住宅の長寿命化を図ってまいります。

次に、市民生活部門でございます。

市民窓口業務につきましては、今年度から窓口業務の一部を民間委託するとともに、出張所業務の一部につきましても、市内11の郵便局に委託することとしております。住民票、戸籍等の証明書の交付、市民税等各種の税や水道料金などの収納事務、交通安全の推進や相談事への対応などを通じて一層の住民サービスの向上を図り、迅速かつ親切、丁寧な事務処理により質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

環境衛生業務につきましては、上天草市環境基本計画、計画期間、平成23年度から平成32年度に掲げる人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市の実現に向け、美しい海を保全するまちづくりやごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりに重点的に取り組んでまいります。

生活環境の整備では、有用微生物群を活用した生活環境浄化活動を展開し、大矢野川の水質改善を目的とした大矢野川の再生プロジェクトを始動させ、将来的に大矢野川にホテルが乱舞する環境浄化を目指し、生活排水から河川浄化を図る実験的検証を開始します。

平成24年11月に設置した上天草市次世代エコ生活推進検討会議においては、省エネ、省資源の取り組みの推進及び新エネルギーの利活用等を中心とした次世代のエコライフについて、引き続き検討します。

また、平成22年度から実施の住宅用太陽光発電システム設置費補助事業は、市民による新エネルギーの利活用を促進するため継続してまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

子育て支援につきましては、子どもの成長をみんなで守り、みんなで育てる、上天草市を基本理念とした上天草市次世代育成支援行動計画を策定しているところであり、これをもとに、家庭、地域、行政が連携した子育て支援施策を実施してまいります。

こども未来館につきましては、その大きな目的の一つである療育支援の強化とともに、子育てに携わる人々へ交流の場と機会を提供し、子どもに対する相談、助言等を行う子育て支援センターとして、他の子育て支援センターとの情報交換や連携を深めながら、本市における療育支援、子育て支援の拠点施設となるよう体制づくりを進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、その基本となる障害者自立支援法が一部改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、平成25年4月1日から施行されますので、これに基づく関係条例等の見直しや整備を進めながら、障がい者等の立場に立った効果的な障がい者支援を目指します。

また、平成24年度から平成26年度までの3カ年計画として策定している上天草市障がい福祉計画につきましては、この法律の施行に伴い、計画期間中であっても適宜見直しを実施し、その実効性を高めてまいります。

地域福祉につきましては、上天草市地域福祉計画に沿って、社会福祉協議会を初めとした関係団体、機関等との連携のもとに長期的な視点に立ち、自助、共助、公助を効率的かつ効果的に推進してまいります。

また、これまで地域における支え合いの仕組みの具現化として進めてきました小地域ネットワークにつきましては、さらにその必要性を理解していただきながら、より多くの地域での組織化を目指して取り組んでまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者の方が住宅や地域での生活を続けるために必要な生活支援サービスについて、地域の特性に応じた提供体制づくりを進めてまいります。具体的な事業として、食の自立支援事業、軽度生活援助事業、住宅改造助成事業等を展開してまいります。

介護保険事業につきましては、要支援1、2の対象者への予防給付サービスと二次予防対象者への介護予防事業を総合的かつ一体的に行うことのできる事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

また、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続していただくために、医療、介護、地域支援サービスの連携を図る事業として、地域の医療・介護の関係機関等との連携を図り、認知症の人、認知症の人を介護する家族の人を支援するために、地域関係者のネットワークを強化し、包括ケア体制の推進を図ります。

健康づくりについては、新たな上天草市保健センターを市民の健康づくり推進の拠点施設と位置づけ、平成25年度からの10カ年計画として策定しています第2期上天草市健康づくり推進計画に基づき、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防を徹底し、実効性を高め、市民の生活習慣病予防を図り、各ライフステージにおける健康づくりを推進してまいります。

国民健康保険事業につきましては、健康づくりにより生活習慣病の予防や重症化予防対策による健康づくりの推進と頻回受診、多受診者の訪問事業を引き続き実施し、ジェネリック医薬品の使用促進とともに医療費の適正化を図り、安定的な国民健康保険の運営を行うためにも、国民健康保険税も含め、財政の確立へ向けて取り組んでまいります。

次に、教育部門でございます。

学校教育につきましては、教職員が適切な指導ができるよう教職員研修を充実することにより、指導力の向上を図ります。

また、子どもや保護者、地域の方々としっかりと向き合った地域に開かれた学校になるよう、教育委員会、学校とのかかわりを強力に推し進めてまいります。

スポーツの推進につきましては、平成25年度に実施される県民体育祭天草大会を契機として、体育協会を初め、総合型スポーツクラブ等各種団体の協力のもと、競技力の向上に取り組むとともに、市民がスポーツを生活の一部として楽しむスポーツ文化を推進し、健康で明るい地域づくりを目指してまいります。

次に、水道事業部門でございます。

平成23年11月より建設中であります倉江浄水場が、地区住民の御理解と御協力により、ま

た工事関係者の御努力によりまして、予定どおり本年3月に完成いたします。この浄水場の完成により、さらに安全、安心な水を安定して提供できるものと考えております。

今後は、水道ビジョンによる上天草市水道の将来を見据えた計画に基づき、漏水調査、施設の維持管理、老朽管の布設がえを計画的に実施し、有収率の向上を目指してまいります。

また、合併時からの課題であります水道使用料金の改定、統一に向けて取り組んでまいります。

給水人口の減少に伴う給水収益の減少や浄水場の建設等、多額の投資により厳しい財政状況がありますが、経費の削減、業務の効率化を図り、経営の合理化を進めることにより、水道事業の健全な運営に努めてまいります。

市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針の説明とさせていただきます。

御清聴いただきありがとうございました。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、施政方針説明を終わります。

-
- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 上天草市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議題第 3号 | 上天草市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議題第 4号 | 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議題第 5号 | 上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議題第 6号 | 上天草市姫戸小島公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 7号 | 上天草市姫戸白嶽森林公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 8号 | 上天草市姫戸諏訪公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 9号 | 上天草市道構造基準条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 10号 | 上天草市道路標識の寸法に関する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 11号 | 上天草市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 12号 | 上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 13号 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |

- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 上天草市松島保健センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 上天草市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算

- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度上天草市水道事業会計予算
日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第 4 4 議案第 4 0 号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
日程第 4 5 議案第 4 1 号 市道路線の認定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 6、議案第 2 号から日程第 4 5、議案第 4 1 号までの以上 4 0 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成 2 5 年第 2 回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして、説明いたします。

今定例会には、上天草市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定など条例議案 1 7 件、平成 2 4 年度上天草市一般会計補正予算第 1 1 号など予算議案 2 1 件、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての議案 1 件、市道の認定についての議案 1 件、計 4 0 議案を提出いたします。

各議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、議案第 2 号から議案第 4 号まで 3 件を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） おはようございます。本日から定例会、よろしく願いいたします。

では、議案の説明にまいります。第 2 号議案、議案書の 1 ページからでございます。

上天草市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の提案は、平成 2 5 年 5 月 7 日に上天草市役所松島庁舎が移転することに伴い、所在地を変更する必要があるため、上天草市役所の位置を定める条例、上天草市公告式条例、上天草市福祉事務所設置条例、上天草市防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例、上天草市公民館条例の改正を行うものでございます。

まず、議案説明資料の 1 ページをお願いいたします。上天草市役所の位置を定める条例第 2 条第 2 号に規定しています松島庁舎の位置を改めるものでございます。

2 ページには、上天草市公告式条例の別表に規定しています松島庁舎の位置を改めるものでございます。

3 ページは、上天草市福祉事務所設置条例第 2 条に規定しています福祉事務所の位置を改めるものでございます。

4 ページには、上天草市防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例第 2 条の表に規定しております松島防災行政無線局の位置を改めるものでございます。

5 ページには、上天草市公民館条例の別表第 1 に規定しています中央公民館の位置を改めるものでございます。

提案の理由といたしまして、上天草市役所松島庁舎の移転に伴い、関係規定を整備する必要があります。

続きまして、議案第 3 号、議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 3 号、上天草市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

上天草市職員等の旅費に関する鉄道賃の額について、関係規定を整備するため、上天草市職員の旅費に関する条例を含め、関係 4 条例を改正する必要がありますので、今回お願いしているところでございます。

改正点につきましては、議案説明資料の 6 ページからごらんいただきたいと思います。

上天草市職員の旅費に関する条例の第 15 条右側の改正前をごらんください。これまで鉄道賃の支給については、運賃のほか特別急行料金、普通急行料金、新幹線料金及び座席指定料金を支給することとなっていますが、いずれにおいても支給基準が明確でないため、ほかの市が国家公務員の旅費に関する法律に準拠し支給基準を定めている状況に鑑み、本市においても関係規定を整備する必要があります。

なお、上天草市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、上天草市長の給与及び旅費に関する条例、上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例、上天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例について、旅費の支給方法は一般職の職員の例によるとされているため、関係規定を整備するものであります。

内容は、支給する急行料金は、特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 100 キロメートル以上、普通急行列車は、同じく 50 キロメートル以上、また座席指定料金は各急行列車を運行する路線による旅行で片道 100 キロメートル以上に該当する場合に限り支給するということになります。

提案の理由といたしましては、上天草市職員等の旅費に関する鉄道賃の額について、関係規定を整備する必要があります。

続きまして、議案第 4 号、議案書の 8 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、中小企業退職金共済法及び小規模企業共済法の一部改正に伴い、条ずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

議案説明資料の 10 ページの新旧対照表も一緒にごらんください。

改正は、上天草市手数料条例の別表第2中、中小企業退職金共済法第92条を第87条に、小規模企業共済法第27条を第30条に改めるものでございます。

提案理由といたしまして、中小企業退職金共済法及び小規模企業共済法の一部改正に伴いまして、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上3件の御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第5号から議案第8号まで4件を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案第5号、第6号、第7号、第8号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第5号、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案書9ページから11ページ及び市長提出議案説明資料の11ページから15ページの新旧対照表に記載しているとおりの改正するものでございます。

議案第6号、上天草市姫戸小島公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案書12ページから13ページ及び市長提出議案説明資料の16ページから18ページの新旧対照表に記載しているとおりの改正するものでございます。

議案第7号、上天草市姫戸白嶽森林公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案書14ページから15ページ及び市長提出議案説明資料の19ページから21ページの新旧対照表に記載しているとおりの改正するものでございます。

議案第8号、上天草市姫戸諏訪公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案書16ページから17ページ及び市長提出議案説明資料の22ページから23ページの新旧対照表に記載しているとおりの改正するものでございます。

提案理由といたしましては、キャンプ場施設等の予約受け付け時期を変更するとともに、使用料に関する規定を新たに設けるなどの利用者の利便性の向上及び施設の適正な管理運営を図るために条例を改正し、関係規定を整備する必要がありますので、ここに議案を提出する理由でございます。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第9号から議案第11号まで3件を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） おはようございます。議案第9号から第11号まで一括して説明いたします。

議案第9号、上天草市道構造基準条例制定について説明いたします。議案書18ページをお開きください。

この条例は、道路法の一部改正に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市道に設ける道路の構造の技術的基準に関して、内閣府令、国土交通省令に定める基準を参酌して条例で定めるものでございます。

上天草市における基準の考え方といたしまして、現時点では、本市の実情に道路構造令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、原則として道路構造令が示している基準をもって本市の基準案といたします。

ただし、積雪地域、軌道敷、高速自動車道、建築限界、区分が変更される道路の特例に係る基準については、本市は該当しないことから、条例には定めないこととしております。

続きまして、議案第10号、上天草市道路標識の寸法に関する条例について説明いたします。議案書36ページをお開きください。

この条例は、道路法の一部改正に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市道に設ける道路標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に関して、内閣府令、国土交通省令に定める基準を参酌して条例で定めるものでございます。

上天草市における基準の考え方といたしまして、道路の連続性、一本性、道路利用者の視認性、判読性と交通の安全、円滑の確保の観点から、国の定める基準と同等とすることが適当と判断し、これを上天草市の基準として定めるものでございます。

続きまして、議案第11号、上天草市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について説明いたします。議案書43ページをお開きください。

この条例は、河川法の一部改正に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による準用河川に係る河川管理施設等の構造基準について、条例で定めるものでございます。

上天草市には、現在、条例の適用を受ける準用河川が松島町阿村の阿村川、姫戸町姫浦の塩屋川、同じく姫戸町二間戸の西河内川の3河川がございます。3河川の総延長は、約2.73キロメートルです。

また、条例制定の基準の考え方といたしまして、河川管理施設等構造令で規定されている河川管理施設のうち、上天草市では想定しえないダム、揚水機場、排水機場、取水塔に関する構造基準及び高規格堤防、高潮区間、湖沼、高水敷に関する基準については除外することとし、その他の基準については、政令で定める基準を参酌して基準を定めることとしております。

以上が、提案の理由です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第12号を市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書の54ページをお開きください。

議案第12号、上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、斎場の適正な管理運営を行うに当たり、これまで施設の使用時間と火葬の受け入れ時間が明確化されていなかったこと、また、使用許可の制限や使用料の還付規定が設けてなかったこと等から、今回、条例の一部改正により整備を図るものでございます。

議案説明資料の24ページをお開きください。

内容につきましては、24ページから27ページの新旧対照表のとおりでございますが、主な改正点といたしましては、第1条中改正前の上天草市斎場を上天草市立斎場と題名を改め、施設の使用時間を定めた第4条には、改正前の午前9時から午後5時までを改正後、午前8時30分

から午後5時15分までとしに改正し、新たに火葬の受け入れ時間を午前9時から午後3時30分までと明記して、業務の円滑化を図るものでございます。

次に、第8条としましては、これまで斎場の使用に関しては、使用許可の取り消し及び制限事由を規定していなかったことから、1号から4号まで記載しておりますように、虚偽の申請等を行った場合についての使用許可の取り消しや制限理由を新たに規定しているところでございます。

また、第10条につきましては、前納していただいた火葬料金については、これまで還付要件を規定していなかったため、1号から3号に記載しておりますように、災害等の不可抗力や使用者の都合により使用を取りやめた場合の還付要件を新たに規定しているところでございます。

以上が主な改正点でございます。

提案理由といたしましては、斎場の適正な管理運営を図るため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議の上、御賛同方よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第13号から議案第17号まで5件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） おはようございます。

議案書の57ページをお願いいたします。

議案第13号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましては、関係法令の整備に関し、平成25年4月1日より施行されることに伴い、本市の関係条例中の障害者自立支援法等に関する規定を改めるとともに、所定の整理を行うものであります。

別冊議案資料により説明させていただきます。

議案説明資料28ページをお願いします。

上天草市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号中の障害者自立支援法、同資料29ページの上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条の表、受給資格者の項中及び一部負担金の項中の障害者自立支援法、同資料31ページの上天草市附属機関設置条例別表1の障害者自立支援法、同資料32ページの上天草市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例第1条中の障害者自立支援法を、それぞれ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、同資料30ページ、上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条の表、一部負担金の項中、障害者自立支援法施行令を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に改めるものであります。

提案の理由としましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う障害者自立支援法の一部改正により、関

係条例の規定の整理を行う必要があります。これがこの議案の提案する理由であります。

続きまして、議案書の59ページをお願いします。

議案第14号、上天草市松島保健センター条例を廃止する条例を制定することについて御説明いたします。

上天草市松島保健センターは、建築40年以上を経過し、老朽化により公の施設としての上天草市松島保健センターを廃止することに伴い、上天草市松島保健センター条例を廃止する必要があります。

なお、この条例につきましては、平成25年5月7日から施行する。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案書の60ページをお願いいたします。

議案第15号、上天草市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、病原性の高い新型インフルエンザ及び全国かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症の発生に対し、国より緊急事態宣言が出されたとき、直に対策本部を設置しなければならないため、組織及び運営に関し必要な事項を定め、条例を制定する必要があります。

この条例は、公布の日または法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案書の62ページをお願いいたします。

議案第16号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は、介護保険サービスの一つである地域密着型サービスに関する基準を定めるものであります。全9章で構成しております。

条例の内容は、第1章総則として趣旨、定義等を定めております。第2章から第9章までは、地域密着型サービスの種別ごとに基準をそれぞれ定めております。

なお、この条例は平成25年4月1日からの施行となります。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う介護保険法の一部改正により、地域密着型サービスに関する基準等は、従来の厚生労働省令から条例に定めるものとなったため、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

議案書181ページをお願いいたします。

議案第17号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきまして御説明いたします。

上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的支援の方法に関する基準を定める条例は、介護保険サービスの一つである地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定めるものであります。全4章から構成しております。

条例の内容につきましては、第1章総則として趣旨、定義等を定めております。第2章から第4章までは、地域密着型介護予防サービスのサービスの種類ごとに基準をそれぞれ定めております。

なお、この条例は平成25年4月1日からの施行となります。

提案理由としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う介護保険法の一部改正により、地域密着型介護予防サービスに関する基準等を従来の厚生労働省令から条例に定めるとされたため、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提案する理由であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第18号を教育部長。

○教育部長（松本 和任君） それでは、議案第18号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案の233ページ、議案説明資料の33ページをごらんください。

この条例の一部改正の内容としましては、条例第2条の表に龍ヶ岳共同調理場を加えるものです。

これまで、龍ヶ岳小学校、龍ヶ岳中学校それぞれの学校で給食の調理をしていましたが、このたびの龍ヶ岳小学校の改築にあわせ、小学校に共同調理場を設置しました。そのために関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第19号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案第19号につきましては、別紙で提案理由の説明資料をお配りしておりますので、これを読み上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきたいと思っております。

説明が長くなるかと思っておりますので、歳入歳出それぞれ各目において50万円以上の増減があるものについて説明させていただきたいと思っております。御了承をお願いいたします。

議案第19号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第11号について御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものがございます。

別冊補正予算書第11号1ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ4,226万円を減額し、予算総額を167億529万9,000円と定めるものがございます。

7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費は、15款総務費の市役所松島庁舎建設事業、35款農林水産業費の水産流通基盤整備事業ほか1件、40款商工費の千巖山・前島地区総合開発計画策定事業ほか1件、45款土木費の道路維持事業のほか5件、55款教育費の中学校校舎営繕事業及び60款災害復旧費の道路災害復旧事業の繰越事業、6億1,601万8,000円を計上いたします。

第3表、債務負担行為の補正は、主なものといたしまして、予防接種委託、健康増進法健診委託、放課後児童クラブ事業業務委託、地域子育て支援拠点事業業務委託、妊婦健診委託ほか34件で、総額2億1,770万3,000円の補正です。

第4表、地方債の補正につきましては、過疎対策事業債、合併特例債及び災害復旧事業債の増減による総額570万円の減額の補正です。

歳入予算の主なものについて御説明いたします。15ページからお願いします。

10款市税10項市民税10目個人は、滞納繰越分490万円の減額です。

15目法人は、滞納繰越分50万円の増額の計上です。

15項固定資産税は、土地ほか2件、1,200万円の減額です。

40項入湯税は、滞納繰越分286万5,000円の増額の計上です。

45款地方交付税は、普通交付税1,782万円の増額の計上です。

55款分担金及び負担金15項負担金15目民生費負担金は、老人ホーム入所者及び扶養義務者負担金ほか4件の増減による249万円の減額です。

60款使用料及び手数料10項使用料35目土木使用料は、市営住宅使用料ほか1件、63万1,000円の減額です。

65款国庫支出金10項国庫負担金10目民生費国庫負担金は、保育所運営費国庫負担金及び児童手当国庫負担金ほか5件の増減による1,961万5,000円の増額の計上です。

20目災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費負担金293万5,000円の減額です。

15項国庫補助金10目総務費国庫補助金は、辺地共聴施設整備事業補助金425万8,000円の減額です。

15目民生費国庫補助金は、障害者地域生活支援事業費補助金ほか4件の増減による155万9,000円の減額です。

30目土木費国庫補助金は、舗装補修事業補助金ほか3件の増減による484万7,000円の減額です。

20項委託金10目総務費委託金は、衆議院議員選挙費委託金350万2,000円の減額です。

70款県支出金10項県負担金10目民生費県負担金は、保育所運営費県負担金ほか2件の増減による1,302万7,000円の減額です。

25目災害復旧費県負担金は、現年発生施設災害復旧費負担金370万8,000円の増額の計上です。

15項県補助金10目総務費県補助金は、土地利用対策補助金ほか2件、279万5,000円の増額の計上です。

15目民生費県補助金は、重度心身障害者医療費補助金ほか5件及びひとり親家庭等医療費助成補助金ほか4件の増減による695万円の減額です。

20目衛生費県補助金は、健康増進事業補助金ほか3件及び浄化槽設置整備事業補助金の増減による632万5,000円の減額です。

25目農林水産業費県補助金は、農業委員会交付金ほか3件及び松くい虫防除等補助金ほか4件の増減による485万円の減額です。

30目商工費県補助金は、熊本県緊急雇用創出特別基金事業補助金ほか1件、1,682万6,000円の減額です。

50目災害復旧費県補助金は、林業施設災害復旧費県補助金ほか3件の増減による2,641万1,000円の増額の計上です。

20項委託金10目総務費委託金は、学校基本調査委託金ほか6件の増減による80万5,000円の減額です。

20目衛生費委託金は、生活環境の保全等に関する条例に基づく事務ほか1件、62万1,000円の増額の計上です。

80款寄附金10項寄附金40目総務費寄附金は、ふるさと応援寄附金273万円の増額の計上です。

85款繰入金15項基金繰入金25目まちづくり事業推進基金繰入金は、まちづくり事業推進基金繰入金1,585万円の減額です。

45目庁舎建設基金繰入金は、姫戸庁舎建設基金繰入金1,600万円の減額です。

60目善意基金繰入金は、善意基金繰入金205万円の減額です。

100目上天草高等学校応援基金繰入金は、上天草高等学校応援基金繰入金114万5,000円の減額です。

95款諸収入35項雑入15目雑入は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金ほか4件及び特別保育事業個人負担金ほか5件の増減による781万7,000円の増額の計上です。

99款市債は、第4表と同様に、過疎対策事業債ほか2件の増減による570万円の減額です。

次に、歳出について説明いたします。28ページからでございます。

今回、実績見込みによる人件費、職員手当などの補正及び実績見込みによる事務経費の補正を主に計上しております。

人件費では、一般職員給与費739万2,000円、職員手当など537万4,000円及び共済費258万円それぞれ減額しております。

各款項目ごとに給料及び職員手当等の補正をお願いしております。

歳出の主なものといたしまして、10款議会費10項議会費は、旅費、費用弁償及び会議録作成業務委託料ほか7件の増減による247万6,000円の減額です。

15款総務費10項総務管理費10目一般管理費は、農林水産特別専門員報酬ほか9件の増減による3,595万3,000円の減額です。

20目文書広報費は、ホームページ構築業務委託料及び例規データ更新委託料ほか6件の増減による369万2,000円の減額です。

25目会計管理費は、ゆうちょ銀行取扱手数料ほか8件の増減による100万円の減額です。

30目財産管理費は、大矢野庁舎耐震診断委託料ほか6件、363万9,000円の減額です。

45目企画費は、姫戸統括支所建設地質調査業務委託料及び地上デジタル放送共聴施設整備補助金ほか33件の増減による2,757万9,000円の減額です。

70目電子計算費は、ICカード標準システム機器リプレイス設定委託ほか32件の増減による1,065万8,000円の減額です。

75目地域づくり推進事業費は、まちづくり事業推進助成金ほか2件、1,597万6,000円の減額です。

15項徴税费10目税務総務費は、総合土地情報システムリース料ほか8件、568万7,000円の減額です。

25項選挙費20目衆議院議員選挙費は、ポスター掲示場設置、管理、撤去業務委託料ほか11件、628万1,000円の減額です。

30項統計調査費20目指定統計調査費は、漁業センサス客体把握調査員報酬ほか10件の増減による80万5,000円の減額です。

20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費は、介護保険特別会計繰出金ほか12件の増減による957万7,000円の減額です。

20目障害者福祉費は、更生医療給付及び介護給付費等ほか6件の増減による1,435万2,000円の増額の計上です。

25目老人福祉費は、老人ホーム保護措置費及び高齢者住宅改造助成事業補助金ほか10件、1,136万4,000円の減額です。

40目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金ほか1件、75万7,000円の減額です。

15項児童福祉費15目児童措置費は、認可保育園交付金ほか8件の増減による2,292万2,000円の減額です。

20目児童手当費は、児童手当120万円の減額です。

25目母子父子福祉費は、児童扶養手当259万5,000円の減額です。

40目子ども医療費は、子ども医療費助成金ほか1件、240万円の減額です。

25款衛生費10項保健衛生費10目保健衛生総務費は、妊婦一般健診負担金及び県補助金過

年度分返還金ほか8件の増減による79万3,000円の増額の計上です。

20目予防費は、健康増進法健診負担金ほか5件、675万2,000円の減額です。

30目環境衛生費は、浄化槽設置整備事業補助金ほか7件の増減による662万7,000円の減額です。

15項清掃費10目清掃総務費は、生ごみ処理機購入補助金ほか5件の増減による106万1,000円の減額です。

35款農林水産業費10項農業費20目農業振興費は、新規就農総合支援事業青年就農給付金ほか4件の増減による579万円の減額です。

30目農地費は、大矢野北部地区広域農道県工事負担金54万3,000円の減額です。

15項林業費15目林業振興費は、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金ほか5件の増減による224万9,000円の減額です。

20項水産業費25目漁港建設費は、大道地区水産流通基盤整備工事ほか2件の増減による81万8,000円の減額です。

40款商工費10項商工費15目商工振興費は、四郎魚〜ぎを生かした地域おこし事業委託料ほか15件の増減による1,323万1,000円の減額です。

20目観光費は、観光振興計画等策定事業委託料ほか8件の増減による324万円の減額です。

45款土木費10項土木管理費10目土木総務費は、物揚場造成事業繰出金ほか5件の増減による143万7,000円の減額です。

15項道路橋りょう費10目道路維持費は、草刈等委託料77万円の減額です。

15目道路新設改良費は、東釜1号線及び県道満越城本線、有明倉岳線改築事業県工事負担金ほか6件の増減による418万5,000円の増額の計上です。

20目橋りょう維持費は、倉江橋補修工事100万円の増額の計上です。

25目道路舗装費は、坊主島下桶川線舗装工事ほか1件、414万円の減額です。

20項河川費10目河川管理費は、地すべり、急傾斜事業県工事負担金630万円の減額です。

35項住宅費15目住宅建設費は、宮本団地改修工事ほか1件、696万5,000円の減額です。

55款教育費10項教育総務費30目教員住宅管理費は、教員住宅解体工事ほか1件、106万円の減額です。

15項小学校費10目学校管理費は、スクールバス運転委託料ほか22件の増減による633万6,000円の減額です。

15目教育振興費は、パソコン保守委託料ほか1件、160万8,000円の減額です。

20項中学校費10目学校管理費は、大矢野中学校屋内運動場跡地整備工事実施設計委託ほか25件、815万円の減額です。

15目教育振興費は、各種大会出場交付金ほか2件、170万7,000円の減額です。

25項社会教育費10目社会教育総務費は、執筆委員報酬ほか18件の増減による156万2,000円の減額です。

30項保健体育費20目学校給食費は、学校給食器具ほか11件の増減による203万4,000円の減額です。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費15目農業用施設等災害復旧費は、下山地区道路災害復旧工事ほか1件、489万2,000円の減額です。

20目林業施設等災害復旧費は、林道神代線災害復旧工事ほか1件、70万円の減額です。

25目治山施設災害復旧費は、単県治山工事170万円の減額です。

15項公共土木施設災害復旧費10目道路災害復旧費は、市道上の浦線災害復旧工事設計委託料及び市道佛崎上桶川線災害復旧工事ほか6件、511万1,000円の減額です。

65款公債費10項公債費15目利子は、地方債元利償還金1,392万1,000円の減額です。

70款諸支出金20項基金費10目財政調整基金費は、財政調整基金積立金1億700万円の増額の計上です。

96目環境保全基金費は、環境保全基金積立金465万5,000円の増額の計上です。

97目ふるさと応援基金費は、ふるさと応援基金積立金273万円の増額の計上です。

125目図書館建設基金費は、図書館建設基金積立金1億円の増額の計上です。

75款予備費の312万3,000円の増額は、予算調整によるものです。

以上が、補正予算の概要でございます。

提案理由としまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第20号から議案第22号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書の235ページをお願いいたします。

議案第20号、平成24年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の72ページをお願いいたします。

議案第20号、平成24年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第3号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ4,523万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億6,662万円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、76ページからの事項別明細書で御説明いたします。

今回の補正は実績見込によるものであります。

まず、歳入といたしまして、25款国庫支出金605万8,000円の減額は、国庫負担金の高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金、国庫補助金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金等の減額が主なものです。

30款県支出金565万7,000円の減額は、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等の負担金の減額によるものであります。

35款療養給付費交付金5,530万円は、退職被保険者に係る療養給付費等の交付金の増額によ

るものであります。

37款前期高齢者交付金3,495万円は、交付金確定に伴う増額によるものです。

40款共同事業交付金3,605万円の減額は、高額医療費共同事業交付金等の実績見込みによるものであります。

55款繰入金61万9,000円の減額は、頻回受診者等の訪問事業に係る繰入金による減額であります。

65款諸収入336万7,000円は、退職被保険者等の第三者納付金の増額によるものであります。

歳出といたしましては、10款総務費107万7,000円の減額は、総務管理費の頻回受診者等訪問事業臨時雇賃金と15項徴税費の印刷製本費が主なものです。

15款保険給付費21万1,000円は、診療報酬審査支払手数料の増額によるものです。

17款後期高齢者支援金9万3,000円の減額は、支援金等の確定によるものであります。

18款前期高齢者納付金等の102万7,000円の減額は、前期高齢者納付金医療費拠出金の確定によるものです。

25款介護納付金166万円の減額は、介護給付費、地域支援事業支援納付金の確定によるものです。

30款共同事業拠出金9,169万3,000円の減額は、高額医療費共同事業負担金拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定によるものです。

35款保健事業費1,622万円の減額は、特定健診事業負担金等の実績見込みによるものです。

50款諸支出費6,843万6,000円の増額は、療養給付費等負担金と特定健康診査等国県負担金の過年度分の精算に伴う返納金が主なものです。

55款予備費8,836万円の増額は、歳入歳出の調整によるものであります。

以上が、上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第3号の概要でございます。

続きまして、236ページをお願いします。

議案第21号、平成24年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものであります。

別冊予算書87ページをお願いいたします。

議案第21号、平成24年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ8万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を7,103万8,000円とするものであります。

歳入歳出の予算につきましては、89ページからの事項別明細書で御説明します。

歳入につきまして、21款県支出金8万8,000円の減額は、平成24年度へき地医療運営費補助金交付額の確定に伴うものです。

歳出につきましては、10款総務費32万6,000円の減額は、一般管理費の職員手当、旅費、備品購入費等の減額、あわせまして、へき地診療所運営補助金過年返納金の増額によるものであります。

20款予備費23万8,000円は、歳入歳出の調整額によるものであります。

以上が、平成24年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号の概要でございます。

237ページをお願いいたします。

議案第22号、平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算第4号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書92ページをお願いいたします。

議案第22号、平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算第4号は、第1条にありすとおりの歳入歳出それぞれ1,548万8,000円を減額し、予算総額を33億8,379万9,000円とするものであります。

今回の補正は、システム改修、介護予防プラン作成委託料の増額、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みによる給付費等の減額に伴う国、県等の公費負担分の減額が主なものであります。

詳細につきましては、95ページからの事項別明細書により説明させていただきます。

歳入につきましては、10款保険料は、特別徴収806万6,000円と普通徴収118万8,000円の減額によるものです。

15款使用料及び手数料190万8,000円の減額は、主に地域支援事業サービスの利用料の減額によるものです。

20款国庫支出金1,322万4,000円の減額は、国庫負担金の介護給付費負担金と国庫補助金の調整交付金の減額が主なものです。

25款支払基金交付金1,601万2,000円の減額は、介護給付費交付金が主なものです。

30款県支出金1,014万円の減額は、県負担金の介護給付費負担金が主なものであります。

45款繰入金3,475万8,000円の増額は、一般会計繰入金の介護給付費繰入金675万1,000円の減額と基金繰入金の介護給付費準備基金の4,082万9,000円の増額が主なものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

10款総務費78万1,000円の増額は、総務管理費の制度改正によるシステム改修委託料、地域包括支援センター運営事業費の介護予防プラン作成委託料が主なものであります。

15款保険給付費5,401万円の減額は、給付実績見込みにより増減の補正をお願いしております。

主なものといたしましては、介護サービス諸費の施設介護サービス給付費6,708万2,000円の減額と地域密着型介護サービス費1,069万9,000円の増額が主なものであります。

35款諸支出金82万9,000円の増額は、国庫支出金等過年度分精算返還金によるものであります。

45款地域支援事業費308万8,000円の減額は、介護予防事業費及び包括的支援事業、任意事業の実績見込みによるものです。

50款予備費4,000万円につきましては、介護給付費の急激な増加と歳入歳出の調整によるも

のであります。

以上が、上天草市介護保険特別会計補正予算第4号の概要でございます。

議案第20号から議案第22号までの提案の理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第23号を市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） 議案書の238ページをお開きください。

議案第23号、平成24年度上天草市斎場特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の104ページをお開きください。

平成24年度上天草市斎場特別会計補正予算は次に定めるところによるものとし、第1条歳入歳出予算の補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

107ページをお開きください。

今回の補正は、歳出予算の減額に伴い、歳入歳出の調整のため、予備費の増額を行うものでございます。

歳出の主なものは、10款総務費10目一般管理費13節委託料の斎場管理委託料であります。これは、施設の利用が多いとき、補助員を雇用する目的で予算を計上していましたが、今年度は混雑することはありませんでしたので、14万円を減額、補正総額では11万3,000円を減額し、歳入歳出の調整としまして、予備費に11万3,000円の追加を行ない、予備費の総額を461万円から472万3,000円とするものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第24号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案第24号、上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第3号。議案書239ページ及び平成24年度上天草市一般会計補正予算書第11号の108ページから112ページについて御説明申し上げます。

議案第24号、上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第3号につきましては、予算現額3,490万円に補正額613万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2,876万9,000円とするものでございます。

歳入は、事業収入、入館料及び売店貸付収入等を減額し、歳出は基金積み立ての減額及び経費等を減額するものでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、この議案を提出する理由でございます。

御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第25号及び議案第26号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 議案第25号について説明いたします。

議案書の240ページをお願いします。

議案第25号、平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の補正予算書の114ページをお願いします。

議案第25号、平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、歳出予算の組み替えによるものでございます。

第2表の繰越明細費は、10款公共下水道費10項下水道建設費につきましては、合津終末処理場汚泥処理施設改築事業の繰越事業2,640万円を計上するものでございます。

続きまして、第3表の債務負担行為の補正は、合津終末処理場汚泥処理施設改築工事委託料といたしまして、総額1億490万円を補正するものでございます。

118ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、10款公共下水道費10項下水道建設費10目下水道建設費につきましては、委託料の下水道事業認可変更業務委託料を23万1,000円減額し、合津終末処理場汚泥処理施設改築工事委託料といたしまして、工事費から組み替えにより2,000万円を増額し、工事費については、合津終末処理場汚泥処理施設改築工事を委託料に組み替えたことによりまして2,000万円減額し、4,396万円にするものでございます。

15項下水道管理費10目下水道総務管理費は、旅費5万9,000円、下水道使用料に関する事務、徴収に係る負担金20万円を減額し、6,820万5,000円にするものでございます。

25款予備費10項予備費10目予備費は49万円を増額し、932万6,000円に増額するものでございます。

以上が、歳出の内容でございます。

続きまして、議案第26号について説明いたします。

議案書241ページをお願いします。

議案第26号、平成24年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書の120ページをお願いいたします。

既定の歳入予算の総額に、使用料及び手数料を139万4,000円増額し、一般会計繰入金を139万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,295万8,000円とするものでございます。

提案理由といたしまして、第25号、第26号について予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由であります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第27号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案第27号につきまして説明させていただきます。

議案書242ページをお願いいたします。

議案第27号、平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書123ページをお願いいたします。

議案第27号、平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ54万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,534万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、126ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入といたしましては、10款後期高齢者医療保険料134万9,000円は、現年度分の増額によるものです。

25款繰入金75万7,000円の減額は、事務費及びその他繰入金の不用額を減額するものです。

歳出といたしましては、10款総務費25万7,000円の減額は、総務管理費及び徴収費の不用額を減額するものです。

15款後期高齢者医療広域連合納付金134万9,000円は、現年分保険料の増額によるものです。

20款保険事業費50万円は、実績見込みによるはり灸施術助成金の減額によるものです。

以上が、上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第28号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案第28号について御説明いたします。

議案書の243ページをお願いいたします。

平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の第4条本文括弧書を次のように改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

括弧書きのところは、資本的収入から資本的支出を差し引き、不足する金額の補填財源の内訳を掲載しております。

第1款資本的収入第1項企業債4億5,500万円を1,500万円減額いたしまして、4億4,000万円としまして、資本的収入合計を5億8,190万7,000円とします補正でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出第1項建設改良費を同じく1,500万円減額いたしまして、建設改良費を4億4,850万円としまして、資本的支出合計が6億9,483万5,000円となります補正でございます。

この内訳は、エレベーター改修工事の入札不成立に伴います減額補正でございます。

なお、改めまして当初予算において工事を行う予定でございます。

補正予算書の補正に伴います附属書類、参考資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

議案書に戻りまして、提案理由でございますが、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ここで昼食のため休憩し、午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前1時00分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第29号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案第29号につきましては、別紙で提案理由の説明資料を配付しておりますので、これを読み上げまして提案理由の説明にかえさせていただきたいと思えます。

議案書244ページをお願いいたします。

議案第29号、平成25年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

別冊予算書1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億7,600万円と定めているものでございます。

9ページの第2表地方債では、起債の限度額を15億5,440万円とお願いし、利率、借入先、償還の方法は前年どおりでございます。

歳入の主なものとしまして、事項別明細書に記載していますように、10款市税は21億7,667万4,000円で、前年度比4,475万6,000円の増額となりました。主な要因として、固定資産税においては、雑種地の評価見直しによる増額及びたばこ税の税率の引き上げによるものでございます。また、軽自動車税、入湯税も増額となっております。

15款地方譲与税は1億4,000万円で、前年度比400万円の増額となりました。地方揮発油譲与税においては、平成24年度決算見込みによる増額です。

25款地方消費税交付金は2億8,000万円で、前年度と同額となりました。

41款地方特例交付金は234万4,000円で、前年度比2,740万8,000円の減額となりました。これは、児童手当及び子ども手当特例交付金及び自動車取得税交付金の廃止に伴う減額です。

4 5 款地方交付税は81億3,000万円で、前年度比1億2,000万円の増額となりました。これは、平成24年度は普通交付税を予算ベースで計上しておりましたが、平成25年度は平成24年度の実績に基づき計上したものでございます。

6 5 款国庫支出金は14億8,099万3,000円で、前年度比2,469万9,000円の増額となりました。主に参議院議員選挙費委託金の増額によるものです。

7 0 款県支出金は11億3,259万円で、前年度比5,829万2,000円の減額となりました。主に熊本県緊急雇用創出特別基金事業補助金及び子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金の減額によるものです。

7 5 款財産収入は2,369万8,000円で、前年度比95万8,000円の減額となりました。主に教員住宅貸付収入の減額によるものです。

8 5 款繰入金は7,365万4,000円で、前年度比951万8,000円の増額となりました。主に姫戸地区土地造成基金繰入金の増額によるものです。

9 5 款諸収入は1億6,357万7,000円で、前年度比216万4,000円の増額となりました。主にバスラッピング費用負担金の増額によるものです。

9 9 款市債は15億5,440万円で、前年度比2億1,400万円の増額です。主に観光商工債及び過疎対策事業債の増額によるものです。

次に、歳出の主なものといたしましては、1 0 款議会費は1億8,420万円で、前年度比1,670万3,000円の減額で、主に議員報酬の減額によるものです。

1 5 款総務費は19億1,012万7,000円で、前年度比7,309万6,000円の減額です。

1 0 項総務管理費 1 0 目一般管理費の職員手当等、一般職員共済組合負担金の減額が主な要因でございます。

4 0 目窓口センター費は、松島庁舎・保健センター事務所移転作業委託料及び窓口業務委託料による増額です。

2 0 款民生費は51億6,716万4,000円で、前年度比1,167万7,000円の増額です。

2 0 項生活保護費は、1 5 目扶助費の生活保護扶助費の増額が主な要因となります。

2 5 款衛生費は13億8,671万9,000円で、前年度比3,857万3,000円の増額です。

1 5 項清掃費は、1 0 目清掃総務費の天草広域連合清掃費負担金の増額が主な要因となります。

3 5 款農林水産業費は7億9,399万4,000円で、前年度比2,189万4,000円の増額です。

1 0 項農業費は、5 5 目土地改良施設維持管理適正化工事の増額が主な要因となります。

1 5 項林業費は、1 5 目林業振興費の緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金の増額が主な要因となります。

2 0 項水産業費は、2 5 目漁港建設費の水産物供給基盤機能保全事業委託料及び水産流通基盤整備事業委託料の増額が主な要因となります。

4 0 款商工費は5億3,419万3,000円で、前年度比1億3,509万1,000円の増額です。

1 0 項商工費は、1 5 目商工振興費の新規船員雇用育成事業補助金及び地域総合整備資金貸付

金の増額が主な要因になります。

4 5 款土木費は8億649万2,000円で、前年度比2,657万4,000円の増額です。主な増額の要因は、1 5 項道路橋りょう費では、1 0 目道路維持費の増額です。

1 5 目道路新設改良費では、市道環状西 2 号線道路改良工事の増額です。

2 5 項港湾費では、1 5 目港湾建設費の上天草港改修工事及び永目港埋立関連工事の増額です。

3 5 項住宅費では、1 5 目住宅建設費の市営住宅改修工事の増額が主な要因になります。

5 0 款消防費は10億75万円で、前年度比2億2,709万1,000円の増額です。

1 0 項消防費では、1 0 目常備消防費の消防庁舎建設事業負担金の増額が主な要因になります。

5 5 款教育費は11億5,554万1,000円で、前年度比1億1,035万1,000円の減額です。

3 0 項保健体育費では、2 5 目スポーツ振興施設事業費の減額が主な要因になります。

6 5 款公債費は25億8,730万円で、前年度比9,614万9,000円の増額です。地方債元金の償還額の増額が主な要因となっております。

7 0 款諸支出金は673万1,000円で、前年度比154万9,000円の増額です。環境保全基金への積立金額の増額が主な要因となっております。

7 5 款予備費は、4,106万3,000円の計上となりました。

以上が、一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第 3 0 号から議案第 3 2 号まで 3 件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案第 3 0 号から説明させていただきます。

議案書の 2 4 5 ページをお願いいたします。

議案第 3 0 号、平成 2 5 年度上天草市国民健康保険特別会計の事業勘定予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書 2 3 6 ページをお願いします。

平成 2 5 年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定の予算は、第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 1,828 万 5,000 円と定め、第 2 条に一時借入金最高限度額を 4 億円と定め、第 3 条に歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、別冊予算書で説明させていただきます。

2 4 2 ページの事項別明細書をごらんください。

1 0 款国民健康保険税 7 億 6,755 万 5,000 円は、前年度比 3,507 万円の減額であります。

2 5 款国庫支出金 13 億 7,367 万円は、前年度比 1 億 4,094 万 8,000 円の減額であります。

国庫負担金の医療給付費等負担金及び国庫補助財政調整交付金の減額を見込んでおります。

3 0 款県支出金は 2 億 9,881 万 4,000 円、前年度比 4,350 万 9,000 円の増額であります。これは、国より県への一部財源の移譲により、県補助金の財政調整交付金の増額を見込んでおります。

35款療養給付費交付金は3億171万5,000円、前年度比2,537万7,000円の増額であります。退職被保険者の増加の見込みによるものです。

37款前期高齢者交付金9億9,682万4,000円、前年度比1億3,611万9,000円の増額であります。これは、前期高齢者被保険者の増加見込みによるものであります。

40款共同事業交付金6億4,238万4,000円は、前年度比678万8,000円の減額です。被保険者数の減少に伴う共同事業対象高額医療費の減少を見込んでおります。

55款繰入金5億2,954万6,000円は、前年度比6,888万6,000円の減額であります。財政調整基金の5,000万円と一般会計繰入金1,888万6,000円の減額となっておりますが、一般会計からの財政安定化支援繰入金2億7,194万7,000円のうち、7,138万9,000円は財源不足への補填であります。次に、歳出予算について説明いたします。

10款総務費1,675万5,000円、前年度比140万6,000円の減額であります。

15款保険給付費は33億4,465万1,000円、前年度比5,034万4,000円の増額であります。

10項療養諸費及び15項高額療養諸費が主なものであります。これは、1人当たりの保険給付費は増加傾向ではありますが、後期高齢者医療制度へ移行する被保険者の増加により、被保険者数を前年比4%減と見込んでいます。

17款後期高齢者支援金は5億5,266万2,000円、前年度比1,285万5,000円の増額であります。これは、後期高齢者医療保険制度への拠出金の増加見込みによるものであります。

25款介護納付金2億7,416万7,000円、前年度比194万2,000円の増額であります。介護保険制度への拠出金の増加を見込んでおります。

30款共同事業拠出金6億5,169万8,000円、前年度比1億720万9,000円の減額であります。これは、県内の共同事業に係る医療費の総額を市町村で拠出するものであります。

35款保健事業費4,142万6,000円、前年度比379万7,000円の減額であります。これは、健康保持増進事業費及び特定健康診査等事業費が主なものであります。

50款諸支出費1,644万7,000円、前年度比96万2,000円の増額であります。一般被保険者過誤納還付金と直営診療施設勘定繰出金が主なものであります。

55款予備費2,000万円は、前年度と同額であります。

以上が、国民健康保険特別会計事業勘定の予算概要でございます。

続きまして、議案書246ページをお願いします。

議案第31号、平成25年度上天草市診療所特別会計予算を別冊のとおり定めるものであります。

別冊予算書の264ページをお願いいたします。

平成25年度上天草市診療所特別会計予算は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,829万5,000円とするものでございます。

歳入予算につきましては、268ページからの事項別明細書で説明いたします。

歳入につきましては、10款事業収入4,327万8,000円、前年度比68万1,000円の減額となりま

した。

2 1 款県支出金166万2,000円、前年度比61万円の減額であります。これは、へき地診療所運営費補助金によるものであります。

2 5 款繰入金2,186万4,000円は、診療所人件費等の収支不足分を補填するものであります。

次に、歳出の主なものは、1 0 款総務費6,742万7,000円、前年度比11万円の減額であります。

内訳といたしまして、一般管理費、職員人件費、診療所運営費3,774万5,000円。それから、医療費2,874万7,000円は、医薬材料費及び湯島歯科診療委託料等となっております。

1 5 款公債費66万8,000円は、地方債の元利償還金を計上しております。

2 0 款予備費20万円は、前年度と同額を計上しております。

以上が、平成25年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案書の247ページをお願いいたします。

議案第32号、平成25年度上天草市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものであります。

別冊予算書の281ページをお願いいたします。

議案第32号、平成25年度上天草市介護保険特別会計予算は、第1条にありますとおり、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,430万3,000円に定め、第2条で歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入予算につきましては、287ページからの事項別明細書で御説明します。詳細につきましては、289ページをごらんください。

歳入につきましては、10款保険料5億4,902万5,000円は、前年度比3,817万4,000円の増額であります。これは、65歳以上の第1号被保険者に係る保険料であります。

15款使用料及び手数料2,758万3,000円は、前年度比150万9,000円の増額であります。地域支援事業サービス利用料及び新予防給付ケアプラン作成料であります。

20款国庫支出金9億3,376万1,000円は、前年度比6,991万8,000円の増額であります。介護給付費の施設分15%、居宅分20%相当額と調整交付金を見込んでおります。

25款支払基金交付金9億6,607万円は、前年度比7,018万2,000円の増額であります。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料負担分として、29%相当額を見込んでおります。

30款県支出金5億1,202万8,000円は、前年度比80万円の減額であります。介護給付費の施設分17.5%、居宅分12.5%相当額と地域支援事業の介護予防事業分12.5%、包括的支援事業・任意事業分19.75%相当額を見込んでおります。

35款財産収入17万2,000円は、介護給付費準備基金利子分であります。

45款繰入金4億6,566万2,000円は、前年度比2,824万3,000円の増額であります。これは、介護給付費及び事務費等の市負担分であります。

次に、歳出につきましては、10款総務費6,012万5,000円は、前年度比71万7,000円の増額であ

ります。介護認定審査会及び認定審査等に要する諸費が主なものです。

1 5 款保険給付費33億1,819万9,000円は、前年度比2億3,806万6,000円の増額であります。

2 5 款基金積立金は、介護給付費準備基金利子分として17万2,000円を計上しております。

3 5 款諸支出金122万9,000円は、第1号被保険者過誤納保険料の還付金を計上しております。

4 5 款地域支援事業7,457万6,000円は、前年度比98万円の減額であります。主なものは、介護予防事業費及び包括的支援事業・任意事業費を計上しております。

以上が、上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案の理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第33号を市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） 議案第33号について御説明いたします。

議案書の248ページをお開きください。

平成25年度上天草市斎場特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の306ページをお開きください。

平成25年度上天草市斎場特別会計予算は、次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,654万9,000円と定めるものでございます。

311ページをお開きください。

歳入の内容について御説明いたします。

10款使用料及び手数料10目斎場使用料につきましては、これまでの実績等を参考に728万2,000円を計上しております。

次に、15款財産収入10目の利子及び配当金は、斎場基金利子としまして1万3,000円を計上しております。

20款繰入金10目一般会計繰入金につきましては、909万3,000円の繰り入れをしているところでございます。

30款諸収入10目雑入につきましては、太陽光発電の売電料、自動販売機等の使用料といたしまして16万1,000円を計上しております。

312ページをお開きください。

歳出につきましては、10款総務費10目一般管理費の11節需用費で総額507万5,000円の計上であります。主なものでは、ロストルや線香などの消耗品費71万9,000円、燃料費291万6,000円、光熱水費92万円、火葬炉バーナー2台の修繕費50万円が主なものでございます。

13節委託料774万5,000円の内容につきましては、管理人3名分の斎場管理委託料656万5,000円、火葬炉及びバーナー設備の保守点検委託料として83万円の計上でございます。

313ページをお開きください。

15節工事請負費につきましては、火葬炉の1号炉と2号炉のセラミック及び台車張りかえ工

事を行なうため、200万円の計上でございます。

最後に、歳入歳出の予算調整といたしまして、30款予備費に50万円を計上いたしているところでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議の上、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第34号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案第34号、平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算。議案書229ページ及び平成25年度上天草市一般会計及び特別会計予算書の314ページから324ページについて御説明申し上げます。

議案第34号、上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算につきましては、平成25年度当初予算額は2,629万4,000円でございます。前年度当初予算と比較しまして、448万8,000円の減額となります。

歳入の主なる事業収入は入館料で、歳出の主なものとしまして、管理運営に係る館長及びアテンダントの報酬や光熱水費、消耗品等の需用費でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の承認を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第35号及び議案第36号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 議案第35号について御説明いたします。

議案書の250ページをお願いします。

議案第35号、平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の325ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,750万6,000円と定めるものでございます。

331ページをお願いします。

10款国庫支出金15項国庫補助金10目公共下水道国庫補助金の2,310万円、15款分担金及び負担金10項分担金10目公共下水道費分担金の220万3,000円、20款使用料及び手数料10項使用料10目公共下水道費使用料5,765万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、332ページをお願いします。

25款繰入金10項一般会計繰入金10目一般会計繰入金1億9,153万5,000円は、一般会計から繰り入れ、30款市債10項市債10目公共下水道事業債5,450万円、20目過疎対策事業債850万円、40款諸収入10項雑入10目雑入といたしまして1万5,000円計上するものでございます。

合わせまして、歳入総額3億3,750万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、333ページをお願いします。

歳出につきましては、10款公共下水道費10項下水道建設費10目下水道建設費4,400万円につきましては、13節委託料といたしまして、合津終末処理場汚泥処理施設改築工事委託料4,200万円、15節工事請負費といたしまして、公共枿取付等工事90万円、マンホール補修工事80万円、16節原材料といたしまして、マンホールのふた30万円を計上するものでございます。

334ページをお願いいたします。

15項下水道管理費10目下水道総務管理費1,934万円につきまして主なものは、職員の人件費及び報償費等を計上するものでございます。

335ページをお願いいたします。

15目処理場維持管理費4,645万2,000円につきましては、終末処理場の維持管理に必要な経費を計上するものでございます。

336ページをお願いします。

20目管路維持管理費294万4,000円は、マンホール中継ポンプ場の電気料及び水道料等を計上するものでございます。

337ページをお願いします。

20款公債費10項公債費は、元金償還金と利子で2億2,327万円を計上するものでございます。

25款予備費は150万円を計上するものでございます。

合わせまして、歳出総額3億3,750万6,000円を計上するものでございます。

以上が、上天草市公共下水道事業特別会計の歳入歳出の内容でございます。

続きまして、議案第36号について御説明いたします。

議案書の251ページをお願いします。

議案第36号、平成25年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書346ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,294万9,000円と定めるものでございます。

予算書350ページをお願いいたします。

歳入につきましては、10款使用料及び手数料10項使用料10目物揚場使用料といたしまして203万9,000円、15款繰入金10項一般会計繰入金10目一般会計繰入金として1,091万円、歳入合計といたしまして、1,294万9,000円を計上するものでございます。

次に、歳出であります。15款公債費10項公債費につきましては、地方債元金償還金と利子で1,294万9,000円を計上するものでございます。

以上が、上天草市物揚場造成事業特別会計予算であります。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第37号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案第37号について説明させていただきます。

議案書の252ページをお願いいたします。

議案第37号、平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものであります。

別冊予算書の352ページをお願いします。

平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算は、第1条にありますとおり、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,990万6,000円と定めるものであります。

歳入予算につきましては、356ページからの事項別明細書で説明いたします。

歳入の主なものといたしまして、10款後期高齢者医療保険料2億1,720万4,000円は、前年度比632万9,000円の増額であります。被保険者の増加見込みによるものであります。

25款繰入金1億5,190万5,000円は、前年度比455万9,000円の増額であります。内訳といたしまして、事務費繰入金393万8,000円と保険基盤安定繰入金1億4,683万8,000円、はり灸施術助成費、その他繰入金といたしまして112万9,000円であります。

35款諸収入69万7,000円は、広域連合からの過年度保険料過誤納還付金に係る歳入であります。

次に、歳出の主なものについては、10款総務費403万8,000円、前年度比68万2,000円の減額であります。

15款後期高齢者医療広域連合納付金3億6,404万2,000円、前年度比1,170万1,000円の増額であります。内訳といたしましては、被保険者保険料2億1,720万4,000円と保険基盤安定負担金1億4,683万8,000円であります。

20款保健事業費112万9,000円は、はり灸施術助成の経費を計上しております。

25款諸支出金69万7,000円は、保険料過誤納の過年度還付金の予算計上であります。

以上が、平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計の予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第38号を水道局長。

○水道局長（緒方 雅文君） お疲れさまでございます。きょうは、朝から資料の差しかえをお願いいたしまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第38号、平成25年度上天草市水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書の253ページをお願いいたします。

平成25年度上天草市水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の予算書をお願いいたします。1ページをお開きください。

第1条、平成25年度上天草市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条業務の予定量は、次のとおりといたします。給水件数1万1,900件、年間給水量247万9,483立米、1日平均給水量6,793立米です。主要な建設改良事業は、大潟ポンプ場・中央配水池間の送水管布設替工事2,500万円、北部農免道路の送配水管布設替工事3,100万円でございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出について説明いたします。

収入・支出ともに9億572万9,000円と定めるものでございます。

収入について説明いたします。

第1款水道事業収益第1項営業収益で7億4,783万5,000円。これは、主に水道使用料金です。

第2項営業外収益で1億5,788万7,000円。これは、一般会計からの繰入金と水道用水の譲渡金でございます。

第3項特別利益7,000円となっております。

次に、支出について説明いたします。

第1款水道事業費用第1項営業費用8億955万8,000円。内訳としましては、5ページに記載してございます。原水及び浄水費で3億136万円、配水及び給水費7,233万2,000円、総係費9,574万円、簡易水道費405万9,000円、減価償却費3億2,106万6,000円、資産減耗費1,500万1,000円でございます。

第2項営業外費用8,889万6,000円。これは、主に企業債の支払利息でございます。

第3項特別損失が437万円。

第4項予備費290万5,000円となっております。

いずれも、詳細は4ページ、5ページの予算実施計画書に載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、2ページにまたお戻りください。

第4条資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項企業債8,000万円、第2項から第5項はゼロ円でございます。

次に、支出について説明いたします。

第1款資本的支出4億5,769万5,000円、第1項建設改良費1億8,541万6,000円。これは、工事費が主でございます。

第2項企業債の償還金2億6,881万9,000円。

第3項過疎債償還金が346万円。

第4項国庫補助金の返還はゼロ円です。

詳細につきましては、6ページに載せておりますので、後ほどごらんください。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,769万5,000円は、過年度損益勘定

留保資金3億6,972万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額797万4,000円で補填するものでございます。

続きまして、地方債でございます。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は、送・配水管の整備事業、限度額は8,000万円、起債の方法は証書借入れで、利率は3.5%以内と定めるものです。

3ページをお願いいたします。

第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定めるものでございます。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない経費です。職員給与費1億621万9,000円、交際費5万円となっております。

第8条、他会計からの補助金でございますが、企業債利息の支払いとして一般会計から補助を受ける金額は8,800万円でございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は1,500万円と定めるものでございます。

4ページから6ページまでは予算実施計画書、7ページが予定キャッシュフロー計算書、8ページから14ページまでが給与明細、15、16ページが予定貸借対照表、17ページから19ページまでが24年度の予定損益計算書と貸借対照表となっておりますので、後ほどごらんください。

以上、説明を終わらせていただきます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第39号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 病院事業におきましても、朝から当初予算書の差しかえをお願いいたしまして、申しわけございませんでした。

では、御説明いたします。

議案書254ページをお願いいたします。

議案第39号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条、業務の予定量といたしまして、病院では病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数では、入院で6万8,620人、病床利用率に換算いたしますと96.4%

を予定しております。外来では、医科で12万5,440人、歯科で4,900人を予定しております。1日当たりの平均患者数に換算いたしますと、入院で188人、外来で医科512人、歯科20人を予定しております。

主要な建設改良工事といたしまして、医療機械器具及び備品購入といたしまして、2億8,950万円を予定しております。附属施設の業務予定量といたしまして、看護学校で学生数定員が1学年40名で、合計120名を予定しております。

健康管理センターでは、特定健診受診者数2万484人、人間ドック数80件、事業所健診受診者809人を予定しております。

訪問看護ステーションでは、医療訪問件数660人、介護訪問件数1,152人、合計1,812人を予定しております。

介護老人保健施設では、入所者数1万7,885人、1日平均49人、利用率に換算いたしますと98%を予定しております。通所者数は7,176人、1日平均23人の利用を見込んでおります。

居宅介護支援センターでは、介護・予防計画数670件を予定しております。教良木診療所では、外来患者数4,410人、1日平均18人を予定しております。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入の第1款病院事業収益36億9,083万9,000円。前年と比べますと1.6%増加いたしまして、金額で5,714万2,000円の増額となっております。内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用36億9,083万9,000円。前年と比較しまして、収益と同じく1.6%、5,714万2,000円の増額となっております。内訳は、第1款から第11項まで記載のとおりでございます。

次の3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入の総額は、4億1,848万5,000円。前年度と比較いたしますと、施設整備費の原資でございます企業債の減少によりまして29.7%減少してありまして、1億7,642万5,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、第1項企業債1億3,750万円、第2項補助金1億5,000万円、第3項出資金1億3,088万5,000円。第4項固定資産売却代金10万円でございます。

次に支出です。第1款資本的支出の総額で5億7,104万7,000円。前年度と比較いたしますとマイナス19.3%の減少、金額に直しますと、1億3,623万9,000円の減額となっております。

内訳といたしまして、第1項建設改良費2億8,950万円、第2項企業債償還金2億7,578万7,000円、第3項投資576万円。これは、看護学生の修学資金貸付額でございます。

次の第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、借入先及び償還の方法を定めたものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額は8億円と定めるものでございます。

第7条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することのできない経費といたしまして、給与費24億476万1,000円、交際費150万円を計上させていただいております。

第9条は、一般会計からの負担金及び補助金を3億円と記載しているものでございます。

第10条、たな卸資産の購入限度額は3億7,903万5,000円と定めております。

次ページ以降、付属書類、参考資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

提案理由といたしまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第40号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案書の255ページをお願いします。

議案第40号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、平成25年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から益城町及び御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

主な理由は、構成2団体の脱退による組織する団体の数の減少でございます。別冊の説明資料の34ページには第1表、組織を構成する地方公共団体名を、35ページ及び36ページには第2表、組合の共同処理する事務等を新旧対照で記載しております。

別表第1、別表第2第3条第1号に関する事務の項及び別表第2第3条第9号に関する事務の項中「、益城町及び御船町中小学校組合」及び「、川辺川総合土地改良事業組合」を削るものでございます。

提案の理由といたしましては、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 最後に、議案第41号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 議案第41号、市道路線の認定について説明いたします。

議案書256ページと議案説明資料の37ページから40ページをお開きください。

今回、市道の路線認定としまして、東満5号線、本口埋立4号線、脇浦東風留線の3路線を提

出しております。

東満5号線につきましては、大矢野町岩谷トンネル付近の国道改良事業に伴う路線の認定でございます。延長は、241.4メートルです。

次に、本口埋立4号線です。これは、上天草市役所松島庁舎の建設に当たり、庁舎に隣接する道路となることから、熊本県と協議の結果、上天草市で管理することが望ましいとの回答を受けましたので、これを市道認定するものでございます。延長は、209.9メートルです。

最後に、脇浦東風留線です。これは、国道266号線高戸バイパスの開通に伴い、旧国道を市道として引き継ぐことから、市道認定するものでございます。延長は、1,293メートルです。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。あす21日から25日までは議案研究のため休会し、次の本会議は26日の午前10時から質疑、委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、22日金曜日の午後3時までに通告書を提出お願いいたします。

また、一般質問をされる方は本日午後4時までに通告書の提出をお願いいたします。

以上で、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時54分